

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川越新宿店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 道路法第四十三条の二に抵触する行為の禁止と、積載物の落下がないよう運転者並びに事業者が管理を徹底すること。
- (2) 工事中の周辺環境（騒音、振動、粉じん等）維持に努めること。
- (3) 資材等の搬出入において、道路構造物に破損等生じた際は、現状回復すること。
- (4) 道路法第二十四条の申請の完成届を提出すること。
- (5) 店舗西側及び南側の道路ともに通学路となっていることから、駐車場への入退出車両に対して注意喚起の施策を講じること。
- (6) 近隣の店舗と連携を図り、付近一帯の渋滞対策を検討すること。
- (7) 開店時以降も渋滞の発生状況に応じて警備員の配置を検討すること。
- (8) 荷さばき車両専用出入口については、開口部が十メートルと他の出入口と比べ広いことから、搬入時以外は閉鎖する等の措置を講じ歩道空間の確保を検討すること。
- (9) No.2の出入口については、右折車による渋滞緩和・事故防止方策を検討すること。
- (10) No.3の駐車場出入口が新設され、No.1についても入口のみだった箇所が出入口に変更され来退店経路に大きな変更があるため、騒音対策について周辺住民への説明と了承を得ること。また、通学路にもなっているため学校、保護者へも周知すること。

二 縦覧期間

平成二十八年九月十六日から平成二十八年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県川越比企地域振興センター